

平成26年度 第9回豊田市商業振興委員会会議録

【日 時】 平成27年2月2日（月） 午後1時30分～4時30分

【場 所】 豊田市役所 南庁舎5階 南53会議室

【出席者】 〈委員〉

河木 照雄 [豊田商工会議所副会頭]
浅井 良隆 [コンサルティングオフィス アット・ドリーム]
澤田 恵美子 [豊田市消費者グループ連絡会会長]
尾崎 眞 [愛知学院大学商学部商学科教授 博士]
服部 正雄 [トヨタ生活協同組合 特別顧問]
河原 郁子 [とよた下町おかみさん会 平成24年度会長]
杉田 雅子 [株式会社 杉田組 ブルーベリー事業部取締役]
※欠席 加藤 勇夫 [愛知学院大学名誉教授]

〈事務局〉

小栗 保宏 [豊田市産業部長]
寺澤 好之 [豊田市産業部副部長]
三浦 浩 [豊田市産業部商業観光課長]
長江 洋一 [豊田市商業観光課副主幹]
鈴木 啓介 [豊田市商業観光課担当長]
山田 統裕 [豊田市産業部商業観光課主査]
水野 宏美 [豊田市産業部商業観光課主査]
石川 敬太 [豊田市産業部商業観光課主事]

〈傍聴者〉

なし

【次 第】

開 会

- 1 部長あいさつ
- 2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
- 3 委員長あいさつ
- 4 審議事項
 - (1) 空き店舗活用支援事業 エステティックサロン BLANC
 - (2) 商業振興条例改正（案）について
 - (3) 商業振興プラン（案）について
 - (4) 次期豊田市商業振興プランの名称について
- 5 連絡事項
- 6 その他
- 7 閉 会

【会議録（要約）】

開会

- 1 部長あいさつ

商業振興条例は恒久立法に見直していく予定で動いていたが、再度10年間の時
限立法として議会へ上程する予定であることを報告

2 会議の公開及び本日の審議スケジュールについて
事務局から説明しました。

3 委員長あいさつ
河木副委員長が、あいさつをされました。

4 審議事項

(1) 空き店舗活用支援事業 エステティックサロン BLANC

資料5

申請者から説明を受け、委員から質問や意見をいただきました。

【主な質疑応答】

委員

空き店舗と地域貢献をどのように考えていますか。
また、商品の売上の割合を教えてください。

申請者

豊田市内外、全国の顧客が来店し、まちが活性化することを考えています。
同世代、またはそれ以下の世代を対象とした事業展開を考えています。
商品とエステサービスの割合は半分ぐらいです。
インターネットによる集客が増えています。少しの分量で自然治癒ができること
を提案して行きたいです。

委員

地域貢献の質問は商店街組合に入りどのように貢献して行くのか聞いたかったの
ですが。
営業の回転数については、どのように考えていますか。

申請者

短いコースや手軽なコースで回転率を上げていきたいです。

委員

物販は卸売業ですか。

申請者

スクールを受けられたサロンの先生方を対象に代理店として仕事をしています。
別でお客様を対象に商品を販売しています。

委員

卸売業による固定した販売額が確保できるということですね。

委員

平成27年度青色申告決算書の中で接待交際費の占める割合が高いですが、エステの業界はどのようなものなのですか。

申請者

サロンの先生方が愛媛や九州など県外から宿泊をされて来る時は、いっしょに食事をしたり、お客様の紹介による費用などがあたります。

委員

資料の中に、名古屋の出店を見送って豊田に進出したことが書いてありましたが、ビジネスとしたら名古屋の方が、魅力があると思うのですが、なぜ見送ったのですか。

申請者

今の店で育っている子がいまして、将来はメインで店を任せていこうという構想があります。ずっと豊田で育ち、住んでいますので、たくさんの人が豊田に足を運んでいただきたいという思いがあります。

委員

これから、お店を各地で作る計画があるのですか。

申請者

スクールの小さ目のものを名古屋で考えています。

委員

売上額は今回の事業だけのものであって本来はもっと売上があるのですか。

計算すると、計算上の利益よりも今回減っているのですが。青色申告で個人事業者であるので、当然減った部分が自分の取り分となってくると生活的な部分でどうかと思います。他にこれ以外の事業があって今回はこれだけの事業で売上を出しているから、この青色申告とは違うということでしょうか。

申請者

はい。そうです。

委員

従業員3名となっていて人件費が360万円ぐらいになっていますが、ご自身は違う所の店舗を見られて、ここは従業員に任せるというイメージでしょうか。

申請者

はい。そうです。

委員

同時並行して広告、雑誌、チラシ等による集客をアップするとありますが、実際の経費の額と6ページのウの経費の部分は人件費と家賃と支払利息などとあります。

実際にこの部分に広告宣伝費はどれくらい含んでいるのですか。

申請者

今は広告媒体を使用せずに口込みやインターネットで宣伝しています。広告媒体としては月に20万円ぐらいは必要かと考えています。

委員

参考にお話しするのですが、2月末ぐらいから小規模事業者向けの小規模事業者持続化補助金というのが既に補正予算で決まっているのですが、3分の2補助で新しい取組みをすれば50万円補助されるというものです。場合によってはそういう部分にチャレンジするのもありかなと思います。

委員

自分たちの年代だとエステと関わりが少ないです。年代によっては、内容が良く分からないです。これは化粧品ですか。

申請者

資料の写真にて説明。治癒されて治ってからはホームケアでの確な化粧品を使用します。2本の柱として施術と化粧品とに分かれています。

委員

肌のトラブルはないですか。

申請者

ないです。クレームもないです。

(申請者 退室)

事務局

消費者センターに過去3年間に消費者トラブルがなかったことは事前に確認しています。

申請者は施術と商品の販売と、新たに開業しようとする者を対象にスクールで教えています。

採択決定にあたり条件があればお伝えします。

委員

商店街活動だとかその他の団体との関わりなどパブリックマインドを持ったお付き合いをしていただくようお願いしたいです。地域貢献活動を忘れずにしっかりと行ってください。

補助金をいただくための申請とならないようお願いしたいです。

事務局

浅井委員より店舗の従業員教育と管理に力を入れていただきたいとの意見がありましたので条件に入れさせていただきます。

(2) 商業振興条例改正(案)について

事務局から説明 **資料1**

事務局

前回の案から改正した点ですが、仕組みを作ろうとプランを作り商業者は良い商品やサービスを提供し、市民の方々はやはり商業機能は必要ということであれば、そういった所で買い物をしていただきましょうということを入れ込みました。

それと従来から中心市街地に関しては、都心整備ということを進めていますが、必要な施設については、誘致奨励金を出させていただいています。今後もこれについては継続の予定です。

また、地域商業地においても地域で計画を作らせていただいてもどうしてもこういったものが必要だということ想定して枠を拡げさせていただきました。

委員

条例の第9条ですが、「市民の理解と協力」とありますが、本当にこういったものをあげていって良いものだろうかと思います。パブリックコメントやモニターの意見を見ていると、市民から選ばれるような商業者になってくれ、努力しろと言っているのに、条例を持って市民は商業者が提供するサービスや商品を積極的に選択しろというのを、ここまで書き込んでいいのだろうかという気が少ししています。

もし、そこまでやるのであれば第7条の3項にありますように、商業者自身が地域づくりに向けて商業の振興が大事であると良質な商品を提供していくという責務をしっかりと書き込み、市民の理解が必要であるかと思います。問答無用に市民にはそのような責務があるというのはいかがなものかと思います。

規則の業種の見直しについてですが、ソーシャルビジネス支援事業で過疎地域の対策をうっていますが、先々医療とか介護、安心安全な分野について門戸は開いて行くということであれば、そういった分野と絡ませて事業を展開して行くということは考えられないでしょうか。

事務局

努力しない商業者をみんなで支えましょうということではないです。同じようなサービス、役務であれば身近な所で選択していただけることが、将来の次の世代の人にとっても良いことではないかと考えます。決して強要するものではありません。市内からそういった機能が抜けていってしまうことによって将来の住みやすさだとかコミュニティだとか、市民の方にも再度、地域に目を向けていただきたいという趣旨であります。

委員

WE LOVE とよたの精神が上手に市民に伝わるような書き方にしていきたいです。

事務局

医療は厄介な話で、都心であっても地域であってもこんな機能があった方がいいねと話をしながら行く中で、中心の賑わいづくりとか集客だとかが商業や市民の利便性につながるという中で、産業部サイドが市民の税金を使って、奨励金を出して商業者を引っ張って来ます。

トータルで市として、そういったところに施設が必要であるという時にどこのセクションがどのような目的でそこに提供していくのか、そういった観点で掘げていきますと全てが賑わいづくりということで定住だとか、都心に住むというのは大変必要なことですが、定住の部分も私どもが手を出していくのは大変難しいです。

賑わいづくりで大学生がたくさんいた方がいいよねと産業部が奨励金で学校を引っ張ってくるというのも難しく、理屈としてどの範疇でと考えた時に都心に魅力ある商業機能などを出来る限りカバーして行こうという視点で考えています。

事務局

商業者に対しては責務ということで強いのかなと思いますが、市民へは理解及び協力ということで責務というような書き方はしていません。

中身で商業者が提供する良質な商品を市民は進んで選択するという一方で、何でも買ってくださいということではなくて良質なものを選択してくださいねということです。協力するように努めるということで、あくまで努力目標ということです。

事務局

第9条の「その他提供主体である～」の部分は違和感があります。

委員

第21条2項の基本計画は基本方針でよろしいか。

事務局

基本方針が正しいです。

委員

ソーシャルの関連事業は、もともと総務省の管轄でお金が出ていました。

社会部に関わる部分が多く、判断に難しく複雑な部分は今後どのように整理して行くかは課題です。商業機能だとか住宅機能については、都市再生特別措置法の中でどのような計画を立てていくかということで、豊田市の場合は8次総合計画に向けたマスタープランと反映して行くということを聞いています。

商業振興という範疇を超えるものについては、都市マスタープランや総合計画で考えていくことかなと思います。都市マスタープランの内容を見るとメリハリをつける必要があるかと思っています。

(3) 商業振興プラン(案)について 資料2 資料3 資料4 資料6

委員

P38に「テナントミックスビジョンに基づき～」とありますが、商業機能再配置計画の範疇ではなく都心環境ビジョンだとかの関係になってくるので修正していただきたいです。

施策推進の新陳代謝の部分ですが、今まで商業をやめて新しい商売をすることは大事なことかと思いますが、もう一つ大事なことは家賃の金額を下げさせることの方を考えると、今の家賃が高いから開業率が低いということだと思います。

エリアマネジメントの取組みの部分ですが、テナントミックスプロジェクトなどで組織・体制が設置されていると認識しています。

また、PDCAサイクルの運用促進の部分ですが、「商業者はイベントばかりしていないで、商業に専念すべきだなどの意見もある」と書いてありますが、反対に誰がイベントをやるのですかという話です。商業者のお金でイベントをやれば良いです。商業者はイベントにお金を出さなくても良いかというところ少しにニアンスが違う気がします。イベントは豊田市が行えば良いということになると、今まで以上にフリーライダーが増えてきます。その辺りの誤解が無いようお願いしたいです。

P47のテナントミックスビジョンの対象期間は平成26年度からではなく、平成27年度からです。

家賃が安くさせるような仕掛け、仕組みを考えていかないと豊田の街はどこも借りることは出来ません。借りやすいようにと家賃補助をしましたが、補助期間はがんばることが出来ましたが、普通の家賃に戻ったらやって行くことができなかつた考えると家賃を作り出すだけの商売を街中では出来なかつたという問題があります。家賃補助ではない形で家主からどうしたら貸していただけるのか施策を考えなければいけないです。

事務局

さわる時期を検討していかなければならないです。何もしないというのはダメです。

委員

単発で使用していただくことは可能です。どんどん空き店舗が増えて、まちづくりが手を出して行くものではないです。

事務局

今後は仕組みづくりについて支援して行きたいと思います。
豊田市版のリノベとして。

委員

家賃を下げる手法として、家主に対する固定資産税の減免をすれば良いのではないのでしょうか。豊田市とまちづくり会社がセットで家主と交渉して家賃を低くさせます。

事務局

誘致奨励金は税金を減免するのではなく、税金を補助するという考え方です。

事務局

公共が税金を使ってどこまで行うかですが、ズブズブと入れ続けるのか、民間ベースでネットワークを作って成功事例を作って、他のところでもやっていけるのではないかとどんどん事例を作っていかないと、税金の補助金漬けで感覚が麻痺して困ったら市役所へ相談に行けば何としてやってくれるという話では難しいのかなと思います。

(4) 次期豊田市商業振興プランの名称について 別紙

候補案から「やる気・元気☆商業応援プラン」が良いのではと委員から意見がありました。委員の意見を踏まえ内部で検討することとしました。

5 その他
特になし

6 連絡事項

7 閉会